

佐賀県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成25年12月18日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第 46 号

佐賀県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

佐賀県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例（平成 25 年佐賀県条例第 52 号）の施行期日は、平成 26 年 4 月 1 日とする。